

電気自動車体験カーシェアリング事業について

県では、CO₂削減に向けて電気自動車の普及促進に取り組んでいる。

このたび、県の保有する電気自動車を県民に貸し出すカーシェアリング（共同利用）事業を次のとおり実施する。

- 1 貸出車両 三菱 i-MiEV（定員4名（運転者含む）） 5台
- 2 貸出日（予定） 5月29日～11月28日の土、日、祝日
（但し、7/31、8/14、8/15を除く）
- 3 貸出時間 10時30分～16時30分（1回 6時間）
（利用者集合時間：10時 <利用者確認、操作方法説明等>）
- 4 貸出対象 21歳以上で普通自動車免許を持つ岡山県内在住者
- 5 利用料金 無 料
- 6 貸出場所 岡山県庁（岡山市北区内山下二丁目4番6号）地下
（返却場所も同じ）
- 7 申込方法 1) 申込書により、地球温暖化対策室あて、Fax、E-Mail又は郵送
（5月13日（水）から受付開始）
2) 翌月貸出分について、前月上旬の受付期間（10日程度）中、申し込み受付
3) 申込受付分の中から、抽選により、参加者を決定（当選者に通知郵送）

貸出月	予定日	受付期間（最終日まで必着）
5,6月	5/29, 30, 6/5, 6, 12, 13, 19, 20, 26, 27（10回）	5月13日（木）～ 5月21日（金）
7月	3, 4, 10, 11, 17, 18, 19, 24, 25（9回）	6月1日（火）～ 6月10日（木）
8月	1, 7, 8, 21, 22, 28, 29（7回）	7月1日（木）～ 7月12日（月）
9月	4, 5, 11, 12, 18, 19, 20, 23, 25, 26（10回）	8月2日（月）～ 8月11日（水）
10月	2, 3, 9, 10, 11, 16, 17, 23, 24, 30, 31（11回）	9月1日（水）～ 9月10日（金）
11月	3, 6, 7, 13, 14, 20, 21, 23, 27, 28（10回）	10月1日（金）～ 10月12日（火）

8 その他

- 1) 利用上の禁止事項（営業用利用、ペットの同乗、車内での喫煙など）について、地球温暖化対策室ホームページに記載
- 2) 利用者には、アンケート協力を依頼
- 3) 貸出中の事故、車両の損傷があった場合で、県が締結した保険契約による保険金が支払われない損害及び補償限度額を超える損害については、借受人又は運転者が負担

電気自動車体験カーシェアリング事業の概要

- 1 貸出車両 三菱 i-MiEV (定員4名(運転者含む)) 5台
- 2 貸出日 5月29日～11月28日の土、日、祝日(7/31、8/14、8/15を除く)
- 3 貸出時間 10時30分～16時30分(1回6時間)
(利用者集合時間:10時<利用者確認、操作方法説明等>)
- 4 貸出対象 21歳以上で普通自動車免許をお持ちの岡山県内在住の方
- 5 利用料金 無料
- 6 貸出場所 岡山県庁(岡山市北区内山下二丁目4番6号)地下(返却場所も同じ)
- 7 申込方法
 - ① 申込用紙(地球温暖化対策室ホームページ(※)に掲載)により、地球温暖化対策室あて、Fax、E-Mail、郵送(いずれか)
(※ 岡山県ホームページ→「組織で探す」→「環境文化部」→「地球温暖化対策室」→「電気自動車体験カーシェアリング事業」)
 - ② 翌月貸出分について、下表の「受付期間」中に申込を受付
 - ③ 申込受付分の中から、抽選により、参加者を決定(当選者に通知郵送)

貸出月	受付期間(最終日必着)	左期受付分の貸出日(予定)
5, 6月	5月13日(木)～5月21日(金)	5/29, 30, 6/5, 6, 12, 13, 19, 20, 26, 27 (10回)
7月	6月1日(火)～6月10日(木)	7/3, 4, 10, 11, 17, 18, 19, 24, 25 (9回)
8月	7月1日(木)～7月12日(月)	8/1, 7, 8, 21, 22, 28, 29 (7回)
9月	8月2日(月)～8月11日(水)	9/4, 5, 11, 12, 18, 19, 20, 23, 25, 26 (10回)
10月	9月1日(水)～9月10日(金)	10/2, 3, 9, 10, 11, 16, 17, 23, 24, 30, 31(11回)
11月	10月1日(金)～10月12日(火)	11/3, 6, 7, 13, 14, 20, 21, 23, 27, 28 (10回)

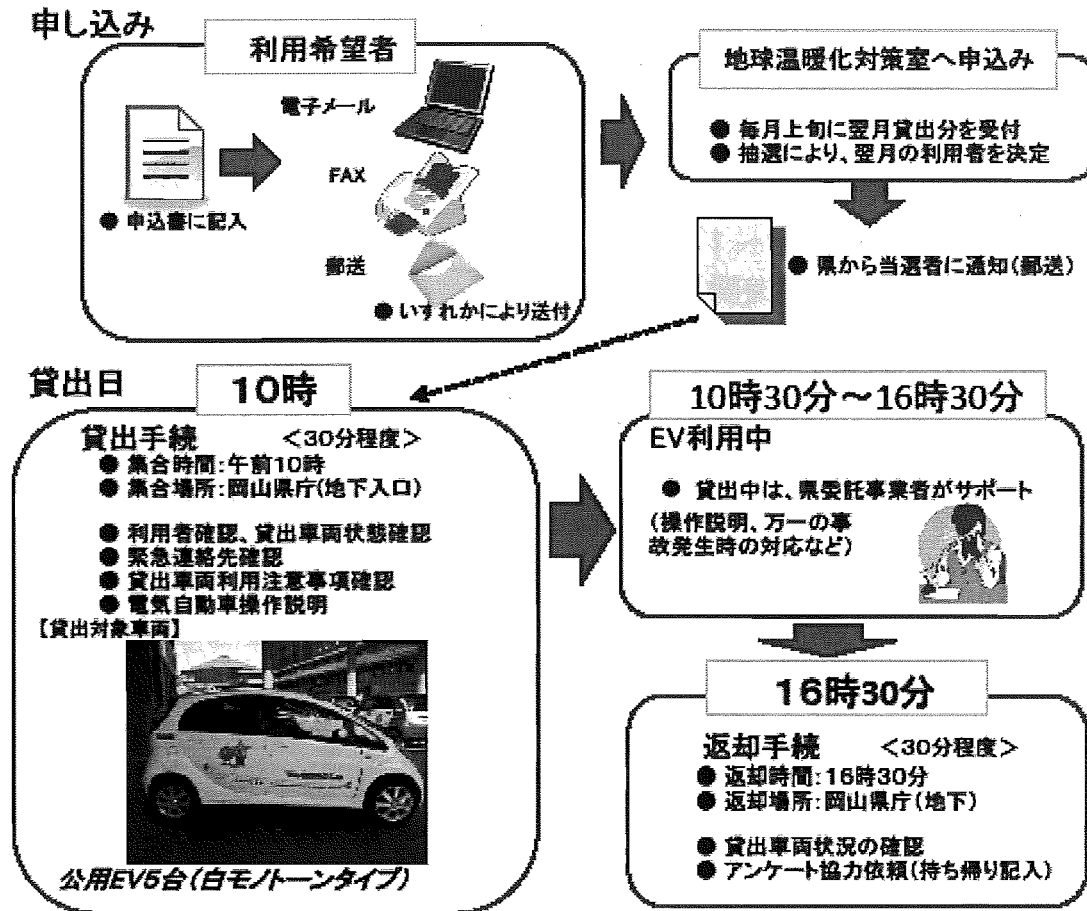
- 8 その他
 - ① 利用上の禁止事項(営業用利用、ペットの同乗、車内での喫煙など)について、地球温暖化対策室ホームページに記載<概要裏面>
 - ② 利用者には、アンケート協力を依頼
 - ③ 貸出中の事故、車両の損傷があった場合で、県が締結した保険契約による保険金が支払われない損害及び補償限度額を超える損害については、借受人又は運転者が負担



【申込先】

岡山県 地球温暖化対策室
 〒700-8570 (住所記載不要)
 FAX: 086-231-8094
 E-mail: ontai@pref.okayama.lg.jp

事業概要図



◎ 次のような場合には、電気自動車の貸出ができません。

- ・ 運転者が貸し渡す電気自動車の運転に必要な運転免許証を有していないとき
- ・ 運転免許証の確認など貸出手続きに御協力いただけないとき
- ・ 酒気を帯びていると認められるとき
- ・ 幼児用補助装置（チャイルドシート）が無いにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させようとするとき
- ・ 予約に際して定めた運転者と貸出時の運転者とが異なるとき
- ・ ペットを同乗させようとするとき など

◎ 貸出車両の使用にあたっては、次のような行為は禁止します。

- ・ 電気自動車を自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること
- ・ 電気自動車をあらかじめ申し込んだ運転者以外の者に運転させること
- ・ 電気自動車を転貸し、又は他に担保の用に供すること
- ・ 電気自動車の自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又は電気自動車を改造若しくは改装する等その原状を変更すること
- ・ 電気自動車を各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること
- ・ 法令又は公序良俗に違反して電気自動車を使用すること
- ・ 電気自動車に装着されているオーディオその他の装備品を取り外し、車外に持ち出すこと、又車載工具、車載部品等を当該当該電気自動車以外に用いること
- ・ 貸出車両内で喫煙すること など